

第1部 平成21年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

I 健全化判断比率の概要

県内市町村の平成21年度決算に基づく健全化判断比率の概要是以下のとおり。

1 実質赤字比率

[早期健全化基準11.25～15%、財政再生基準20%]

- ・赤字団体なし。

2 連結実質赤字比率

[早期健全化基準16.25～20%、財政再生基準40%（3年間の経過措置があり、平成21年度と平成22年度は40%、平成23年度は35%、それ以降は30%となる。）]

- ・赤字団体なし。

3 実質公債費比率

[早期健全化基準25%、財政再生基準35%]

- ・早期健全化基準を上回る団体なし。
- ・地方債許可団体となる18%を上回る団体は、村田町（18.3%）及び加美町（18.2%）の2団体である。

4 将来負担比率

[早期健全化基準 指定都市400%、指定都市以外の市町村350%]

- ・早期健全化基準を上回る団体なし。
- ・最も比率の高い団体は村田町（195.0%）で、以下、仙台市（170.9%）、色麻町（168.5%）、栗原市（158.7%）、加美町（142.2%）と続く。